

【事業実施方針】

公益社団法人犬分県獣医師会の目的に基づき、獣医師道の高揚、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与する。

【事業計画】

I 公益目的事業

公1 人と動物の共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

本事業は、人と動物の共通感染症の発生を予防し、動物の正しい飼い方等の普及啓発や動物愛護精神の高揚を通じ、公衆衛生の向上や人と動物が安心して暮らせる社会環境を整えとともに、家畜の伝染病や食中毒等を予防し、安全・安心な畜産物の生産・供給をすることにより、県民の食生活の向上に寄与することを目的に、次の事業を実施する。

1 公衆衛生の向上に関する事業

(1) 狂犬病予防事業

人と動物の共通感染症である狂犬病は、日本では発生がないものの、未だ世界では多くの人が命を奪われており、罹患した犬等に咬まれて発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気である。

本事業は、厚生労働省局長通達に基づき、県・市町村・獣医師会が連携し、市及び町村の代表者と獣医師会の覚書により、集合注射及び個別注射等の予防対策に係る事務の推進を図るとともに、予防注射を受けた犬にアナフィラキシー等による事故が起きた場合、事故対策準備金により見舞金治療費等を交付する。

(2) 人と動物の共通感染症予防及びそれらの知識の普及・啓発に関する事業

人と動物の共通感染症の予防や正しい知識の普及・啓発を目的として、県内における発生状況の把握や疾病情報の発信等を行う。

2 動物の愛護・保護活動事業

家庭で飼育する動物が増加する中、その習性や正しい飼い方、愛護や保護精神の高揚や普及啓発を図る。

(1) 動物愛護支援事業

犬及び猫の譲渡を支援するとともに、譲渡者や県民を対象に講習会等を実施し、地域社会の健全な発展を図る。

① 譲渡犬・譲渡猫支援事業

おおいた動物愛護センター並びに北部及び西部保健所で譲渡された犬・猫の無料健康診断、避妊・去勢手術費用の助成等を実施する。

② 市民公開講座

県民を対象に動物愛護の意識啓発や高揚を図るため、専門家による講習会を開催する。

(2) おおいた動物愛護センターにおける譲渡対象犬猫の治療及び不妊去勢手術等委託業務（大分県からの委託事業）

① 譲渡対象犬猫の治療、不妊去勢手術等に対する助言及び技術指導

おおいた動物愛護センターに保護された犬猫に疾病が認められた場合の治療やセンター獣医師職員が実施する手術等に対し助言や技術指導を行う。

② おおいた・さくら猫プロジェクトにおける手術支援

所有者不明の猫の繁殖を防止し地域住民の生活環境を保全するため、おおいた動物愛護センターを拠点として不妊去勢手術を行う「おおいた・さくら猫プロジェクト」の取組みを支援する。

(3) 動物愛護管理推進事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」を受け、動物愛護思想の普及啓発・定着化を図るため、優良な飼い主の育成を目的として長寿犬・長寿猫の表彰などを行うとともに動物愛護ボランティアや大分県動物愛護推進員の活動を支援する。

① 優良な飼い主育成事業

ア 動物愛護フェスティバル事業

動物愛護週間行事の一環として開催される「親子ふれあい動物フェスタ」において、県民に動物愛護と適正飼養についての理解と関心を深めてもらうことを目的に長寿犬、長寿猫表彰などを実施する。

イ 糞放置防止啓発事業

糞の適切な処理に関する啓発活動としてクリーン運動、清掃活動を支援する。

② 動物愛護推進員及び動物愛護ボランティア活動支援

おおいた動物愛護センターや県内各地域において活動する動物愛護ボランティアの育成及び大分県から委嘱された大分県動物愛護推進員の活動を支援するため、県が開催する講習会等に協力する。

(4) 鳥獣110番救護所設置事業（大分県からの委託事業）

指定動物病院において傷病野生鳥獣の保護及び救護を行い、当該野生鳥獣の野生復帰を図ることにより、生物多様性の保全並びに県民に対する鳥獣保護思想の普及啓発を推進する。

(5) 動物保護支援活動（災害時動物救護体制支援事業）

大規模災害や多くの傷病動物が発生した事故などの現場で、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた獣医療チーム（VMAT）を九州各県で組織し、県境を越える大災害等に備える体制を九州地区全

体で構築するため、災害時動物救護体制支援事業に取り組む。

VMAT 隊員は「VMAT 認定講習会」を受講し、認定試験に合格した者を会長が任命する。

また、講習会等を通じ、防災に対する知識の普及・啓発を図る。

3 動物愛護センター業務支援事業（大分県からの委託事業）

本事業は、おおいた動物愛護センターに集約された県下4保健所（東部、中部、南部、豊肥）の動物愛護業務を当会に委託された事業であり、本事業を実施することにより県民の生命倫理の高揚を図るとともに動物福祉に関する知識の普及や動物愛護精神の啓発を通じ、人と動物のより良い共存社会の構築を推進する。

（1）犬・猫に関する主な業務

- ① 係留されていない犬の捕獲
- ② 動物愛護センター等での引取り（所有者がいる場合の料金の徴収）
- ③ 手続きを済ませた犬の返還
- ④ 適正飼養の啓発、指導
- ⑤ 検診（トリアージ）の補助

（2）動物飼養相談・苦情対応

- ① センター窓口、電話及び現地等における動物に関する相談、苦情対応
- ② これらに基づいた現地指導

（3）咬傷事故対応

- ① 被害者からの聞き取り等、原因調査の補助
- ② 飼養者に対する指導の補助

（4）負傷動物に関する業務

- ① 負傷動物の通報があった場合の収容・搬送
- ② 手続きを済ませた負傷動物の返還

（5）譲渡に関する業務

- ① 譲渡犬の運動
- ② 譲渡犬・猫の健康管理補助
- ③ 譲渡適正審査の補助
- ④ ワクチン接種の補助
- ⑤ 不妊去勢手術の補助
- ⑥ トリミング等の補助
- ⑦ 譲渡後の動物の飼養管理等の追跡調査補助

（7）狂犬病対策に関する業務

- ① シミュレーションの補助

（8）その他

- ① 動物取扱業、特定動物に係る監視業務の補助

② その他動物愛護管理及び譲渡の推進に必要な業務

4 補助犬支援事業

補助犬の感染症の予防と健康保持を図ることにより、視覚障害者の社会参加を促進する目的で補助犬の狂犬病ワクチンや診療費の一部を助成する。

5 安全な畜産物の生産・供給に関する事業

畜産農家の家畜伝染病予防や衛生管理の向上及び損耗防止対策等を指導することにより、畜産の振興並びに安全で安心な畜産物の生産・供給を図り、県民の食生活の向上に寄与する。

(1) 畜産振興事業

① 家畜伝染病を予防し、安全・安心な畜産物の生産・供給や商品性の向上を目的として（公社）大分県畜産協会が実施する自衛防疫事業及び特定疾病予防接種推進事業に協力する。

② 畜産共進会における表彰

畜産関係団体が開催する畜産共進会において選考された優秀な家畜を表彰し、家畜の改良増殖を通じ畜産の振興・発展を図る。

(2) 要指示医薬品適正使用指導事業

安全・安心な畜産物を消費者に供給するため要指示医薬品の円滑な流通と適正使用を図るため、動物薬事に関する研修会の開催等を行い、要指示医薬品指示書発行指定獣医師の指導を行う。

公2 獣医事及び学術の向上を目的とする事業

本会会員は、その使命と責務の重大さを認識し、人と動物の共通感染症と動物特有の感染症の発生防止を通じて、人と動物が共生できる社会をつくることが期待されており、さらなる獣医学術の研鑽と獣医療技術の向上及び獣医事の普及を図るとともに次代を担う人材の育成を目的に、次の事業を実施する。

1 獣医学術学会事業及び地区大会事業

獣医療業務の推進、研修や畜産の振興、獣医公衆衛生の発展に寄与することを目的に開催する獣医学術九州地区学会並びに獣医事の向上及びその普及・啓発や人材育成等を目的に同時開催する地区獣医師大会を九州各県及び市獣医師会と共催する。

また、日本獣医師会が開催する学会等に積極的に参加し、発表等を行う。

2 講習会、研修会等の開催

会員の学術の研鑽と獣医療技術の向上並びに畜産の振興、公衆衛生の向上、動物愛

護、社会福祉の向上等を目的に各種講習会、研修会等を開催するとともに、県が実施するインターンシップ研修を支援し次代を担う人材を育成・確保を促進する。さらに出前授業等を開催し、獣医師及び獣医師会活動についての幅広い世代への情報発信に努める。

3 日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への協力

獣医師専門職の人材育成及び質の確保と、最新の獣医療情報、知識・技術を修得するため日本獣医師会が開催する研修会、講習会等へ協力する。

4 獣医師会報の発刊

獣医・畜産学術の水準を高め、会員相互の切磋に資し、獣医畜産や公衆衛生及びその他学術の振興に貢献するとともに、本会発展のための機関誌を発行する。

II その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

1 会員の互助・福利厚生

獣医師総合福祉生命共済、獣医師賠償共済等の会員の福利向上のため各種保険への加入を推進する。

2 会員の表彰

- (1) 表彰規程による大分県獣医師会長表彰。
- (2) 九州地区獣医師会連合会長表彰等への推薦。
- (3) 日本獣医師会長表彰・感謝状への推薦。

3 会員の慶弔見舞

慶弔見舞金規程による会員及び家族等への慶弔見舞を行う。

4 獣医療証明書様式等頒布事業

獣医師法、獣医療法、動物薬事関係法令で診療等の際に交付が義務付けられている証明書等の様式について、統一した様式を頒布する。

III その他本会の発展に係る事業の推進

- 1 獣医師倫理の高揚と会員の融和と協調
- 2 要請活動の推進
- 3 各種情報の提供と出版物等の斡旋
- 4 行政庁、関係団体が実施する事業への協力
- 5 その他本会の発展に係る事業の推進